第五十二条第一項中「銀行法第十三条第一項本文に規定する信用協同組合等の同一人」を「信用協同組合等の同一人（銀行法第十三条第一項本文に規定する同一人をいう。以下同じ。）」に、「第五十五条第二項」を「第五十五条第二項第一号」に改め、「される信用の供与等」の下に「（信用協同組合等その他の金融庁長官が定める者に対する債権債務の決済が同日に行われるものを除く。）」を加え、同項第三号中「株式又は出資が財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第八条第二十二項に規定するその他有価証券であって、」を「出資又は同条第四項第四号、第五号若しくは第七号に掲げる勘定に計上されるものの」に改め、同項第七号を同項第八号とし、同項第六号中「前条第四項第一号から第四号までに掲げるもの」を「前条第四項各号に掲げるもの及び同項の金融庁長官が別に定めるもの」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号中「前条第四項第一号に規定する」を「前条第四項第七号に掲げる」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五　前条第四項第一号に掲げるもののうち信用協同組合連合会への預け金の額

第五十二条第三項を削る。

第五十三条第一項中「第三条第八項第三号」を「第三条第九項第三号」に改め、同条第二項中「第三条第八項第五号」を「第三条第九項第五号」に改め、同項第三号を次のように改める。

三　その他金融庁長官が適当と認めるやむを得ない理由があること。

第五十四条を次のように改める。

（当該信用協同組合等と特殊の関係のある者）

第五十四条　銀行法第十三条第二項前段に規定する内閣府令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。

一　当該信用協同組合等の子法人等（金融庁長官が定める者を除く。次条第二項第二号において同じ。）

二　当該信用協同組合等の関連法人等（金融庁長官が定める者を除く。次条第二項第二号において同じ。）

第五十五条第五項を削る。

第五十七条第一項中「（同項に規定する法人等をいう。以下この条において同じ。）」を削り、同項ただし書中「同項」を「令第三条第二項第一号」に改める。

（保険業法施行規則の一部改正）

第五条　保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

第五十二条の四第一号中「規定する投資証券」の下に「、新投資口予約権証券」を加える。

第五十三条の三中「第二条第十九項」を「第二条第二十一項」に改める。

第八十五条第一項第十七号中「又はその子会社」を「、その子会社又は業務の委託先」に改め、「不祥事件」の下に「（業務の委託先にあっては、当該保険会社が委託する業務に係るものに限る。）」を加え、同条第五項中「若しくはその子会社、保険会社若しくはその子会社」を「、その子会社若しくは業務の委託先、保険会社、その子会社若しくは業務の委託先」に改める。

第百六十六条第一項第七号中「外国保険会社等」の下に「又はその業務の委託先」を、「不祥事件」の下に「（業務の委託先にあっては、当該外国保険会社等が委託する業務に係るものに限る。）」を加え、同条第四項中「、外国保険会社等」の下に「若しくはその業務の委託先」を加える。

第百九十二条第一項第六号中「免許特定法人」の下に「又はその業務の委託先（第四項において「免許特定法人等」という。）」を、「不祥事件」の下に「（業務の委託先にあっては、当該免許特定法人が委託する業務に係るものに限る。）」を加え、同条第四項中「免許特定法人」を「免許特定法人等」に改める。

第二百十一条の三第一項に次の一号を加える。

十二　その他参考となるべき事項を記載した書面

第二百十一条の五十五第一項第十四号中「又はその子会社」を「、その子会社又は業務の委託先」に改め、「不祥事件」の下に「（業務の委託先にあっては、当該少額短期保険業者が委託する業務に係るものに限る。）」を加え、同条第四項中「又は少額短期保険業者等」の下に「（少額短期保険業者の業務の委託先を除く。）」を加える。

第二百十二条第三項第一号イ中「第四条第十一項各号に掲げる法人」を「第四条第十三項各号に掲げるもの」に、「定める法人」を「定めるもの」に改める。

（銀行法施行規則の一部を改正する命令の一部改正）

第六条　銀行法施行規則の一部を改正する命令（平成十年総理府大蔵省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二条中第二項を削り、同条第三項中「新規則」を「銀行法施行規則」に改め、同項を同条第二項とし、同条中第四項を第三項とし、第五項から第七項までを一項ずつ繰り上げる。

（長期信用銀行法施行規則の一部を改正する命令の一部改正）

第七条　長期信用銀行法施行規則の一部を改正する命令（平成十年総理府大蔵省令第四十号）の一部を次のように改正する。

附則第二条中第二項を削り、同条第三項中「新規則」を「長期信用銀行法施行規則」に改め、同項を同条第二項とし、同条中第四項を第三項とし、第五項から第七項までを一項ずつ繰り上げる。

（信用金庫法施行規則の一部を改正する命令の一部改正）

第八条　信用金庫法施行規則の一部を改正する命令（平成十年総理府大蔵省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二条中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項から第七項までを一項ずつ繰り上げる。

（協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部を改正する命令の一部改正）

第九条　協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部を改正する命令（平成十年総理府令第四十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二条中第一項を削り、同条第二項中「、新規則」を「、この命令による改正後の協同組合による金融事業に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）」に改め、同項を同条第一項とし、同条中第三項を第二項とし、第四項を第三項とする。

（信託業法施行規則の一部改正）

第十条　信託業法施行規則（平成十六年内閣府令第百七号）の一部を次のように改正する。

第六十一条第二項中「すべて」を「全て」に改め、同条第三項第二号ニを次のように改める。

ニ　金融商品取引法第二条第一項第九号に掲げる有価証券（国内の金融商品取引所に上場され、又は同法第六十七条の十一第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿に登録されているものに限る。）

第六十一条第三項第二号ホ中「規定する株券」を「掲げる有価証券」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年十二月一日）から施行する。

（銀行法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の銀行法施行規則（以下この条において「新規則」という。）第四条第一項の規定は、同項第一号に掲げるものについては、当分の間、適用しない。

2　新規則第十四条第二項及び第四項の規定は、銀行の清算機関（銀行（当該銀行以外の銀行を含む。）に一定の情報を提供している者であって、金融商品取引清算機関（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第二十九項に規定する金融商品取引清算機関をいう。以下同じ。）、商品取引清算機関（商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第十八項に規定する商品取引清算機関をいう。以下同じ。）及びこれらに準ずる外国の機関（設立された国において適切な規